

川島町残土処理問題

川島町議が暴いた！悪質「Aランク」業者（株）長谷部組の嘘
残土処理問題をめぐり参考人招致・社長の嘘つきぶりも「Aランク」
隠された「再生資源利用促進計画書」が示す
滑川町を絡めた「長谷部組と川島町の共同謀議」か

（2009年8月号）

本紙4月号にてお伝えした（株）長谷部組の「残土処理問題」。この問題をめぐり3月議会で前代未聞の大激論の場となった川島町議会が、6月議会もふたたび紛糾した。問題の公共工事（「飯島1号雨水幹線工事

08-1工区」）は継続審査扱いとなり、総務経済建設常任委員会で参考人招致された長谷部組社長の「嘘の上塗り」。川島町議らの熱意ある追及が、稀代の不良不適格業者の実態を白日の下にさらした！

「飯島1号雨水幹線工事08-1工区」の「残土処理問題」とは？

発端は「残土処理の場所がない」と川島町に訴えた長谷部組の「泣き入れ」

まず、川島町発注の公共工事をめぐる（株）長谷部組の「残土処理問題」について簡単に振り返ってみよう。

工事業業名は「飯島1号雨水幹線工事08-1工区」。昨年8月に行われた一般競争入札（予定価格約3億300万円・最低制限価格約2億2730万円）で、長谷部組がこの工事を落札した。落札金額は約2億4千万円。2番札の（株）島村工業との差額は約3千万円であった。

ところが着工後まもない昨年10月、長谷部組は川島町に泣きついてきた。工事現場から出る残土の処理場所がなく困っている、というのである。もともと川島町と長谷部組との契約時、この残土の処理については「準指定処分」（処分先及び距離、処分量の設計変更を認める指定方式）という形で積

算されていた。

「設計図書に記載指定されていた『東松山市内15キロ圏内』では、残土を受け入れてくれる場所がない。何とか川島町側で探してもらえないだろうか……」。

同工区から出た残土の総量は約7500m³。川島町は、公共残土の流用について調整する機関である（株）建設資源広域利用センター（略称UCR）に報告。UCRからの回答は「まずは土質検査を受けてください」というもの。そこで川島町は長谷部組に対し、さいたま市の（株）東光土質試験場にて土質を検査させたところ、残土にはプラント処理の必要があることを確認した。

土質改良処理を行うプラントのひとつに、（株）加藤建設工業が運営する「武蔵プラント」（日高市）がある。同工区の残土約7

500m³を武蔵プラントですべて処理した場合、その費用総額はおよそ2500万円と算出された。川島町はこのプラント処理費用に充填する「工事契約金増額案」をまとめ、2580万円の増額について議会承認を得るため、川島町は3月議会にこれを議案提出した。

2580万円の「契約金増額案」に多くの町議らは強く反対。「落札業者は、あらかじめ決定した契約金額ですべてをまかなうのが当然だ」と小高町議は終始一貫、強く主張した。もっともな反論だった。議会

は白熱し、最終日（3月16日）には深夜9時まで大激論が繰り広げられた。川島町議会始まって以来の紛糾ぶりとなったのである。

しかし結局は「(残土が置かれている)田んぼの地権者に迷惑をかけないように、土を早急にかたづけなければならない」という意見が多勢を占めることとなり、最終決定として約2200万円という「契約金の増額」が町議会で可決。残土処理問題は、これにて一件落着かのように見えた……。

3月議会の最中、長谷部組は川島町に「内緒」で残土を滑川町に搬入！ 川島町議らの「ダンプ大追跡」で発覚した長谷部組の「嘘」

ところが、だ。3月議会で「工事契約金増額案」が審議されているまさにそのとき、すでに長谷部組は「持って行く場所がない」はずの残土を、せっせと滑川町に持ち込んでいたのだ。工事現場から残土を満載したダンプがひっきりなしに出発するのを不審に思った町民からの情報で、3月24～25日にかけてダンプを追跡したのは、3名の川島町議員だった。

驚いたことに、3町議が追跡したダンプの「終着点」は滑川町……。「武蔵プラント」のある日高市とはまるで方向が違う場所であった。いったい長谷部組はなぜ、滑川町に残土を持ち込んでいるのか。そして滑川町はなぜ、川島町の残土を受け入れているのか。



＜残土満載の長谷部組ダンプを追跡＞



＜滑川町大字山田地内の圃場整備事業＞

滑川町ではちょうど換地事業（町が農家から一時的に借りていた土地を、作物ができる状態にして返す事業）が行われていた。町と埼玉県農林公社が実施しているこの換地事業に必要な土の量は約8000m³。そのため昨年11月、滑川町は町内の土地改良専門業者である（有）小澤興業に対し、換地事業に必要な土の受け入れを依頼していたのである。



<作業中の小澤興業車両>

後の調査で判明したことだが、小澤興業はさる2月20日ごろ、すでに「川島町から土が出る」と滑川町側に連絡していたのだ。「川島町の工事現場から7500m³の残土が出る」ことを、長谷部組が小澤興業に伝えていたからだ。滑川町に必要な土は8000m³。つまり滑川町は川島町の残土すべてを事実上、無料で受け入れられることを、長谷部組はあらかじめ小澤興業から聞いていたことになる。

長谷部組の「残土搬出」などつゆ知らず、川島町議会は町側が見積もった残土処分費用2580万円をめぐる激論の末、最終的に2200万円を新たな処分費と算出し、「工事契約金増額」は36号議案として議決した。3月議会最終日、すなわち3月16日

のことである。

契約金増額とは、受注業者が遵守しなければならない設計図書の変更を意味する。つまり増額議案が可決した16日以降、残土は増額分をもとにプラント処理されなければならない。したがって16日以降に滑川町に残土を搬入した行為には、契約違反の疑いもある。



<運び込まれた川島町の残土。「川島町」と表記されたコンクリート柱が生々しい。こんな浚渫土を圃場工事事業に持ち込んでいいのだろうか？>

なぜ契約違反という、公共工事受注企業にとっては致命的ともいえる危険を冒してまで、長谷部組は発注者（川島町）に内緒で、残土を滑川町に搬入したのか。長谷部組はなぜ「残土の置き場がない」と、着工直後に川島町に泣きついたのか。そもそも長谷部組は、滑川町の無料残土引き取りの件を川島町側へ報告する義務を放棄してま

で、なぜ議会の「プラント処理費増額」の可決を待ったのか。

本紙は4月号にて、これらの疑問について考えられる推論を示した。それは「武蔵プラント」における、プラント処理の際に発行される「処理済みチケット」システムの悪用の可能性である。

プラント側は、運ばれた土が本当に川島町から来たものなのかを逐一確認するわけではない。仮に長谷部組が、他の現場から出た残土を「川島町の残土」としてプラントに持ち込み処理すれば、その分の「プラント処理済み」チケットを精算すること、すなわち「プラント処理費用」名目の「契約金増額分」を不正取得することが可能だからだ……。 「滑川町の無料残土引き取り」が

川島町に発覚さえしなければ。

ところが、その後の調べで浮上したのは、そんな小さな「チケット詐欺」の疑いをはるかに超える「何らかの事情」を示す痕跡であった。つまり川島町は最初から「滑川町への搬入」を計画していたのである（これについては後述する）。

長谷部組のダンプを追跡調査することで「滑川町への残土搬出」を確認した町議3名らの精力的な調査、そして本紙4月号の報道が、いったん「プラント処理費増額」を可決した川島町議会をはじめ町側に「待った」をかける契機になったことは確かだ。そうするなか、事態は6月議会を迎えることとなった。

実態のない営業所（建設業法違反）を有する「Aランク業者」長谷部組 何かおかしい、川島町側の「長谷部組をかばうような」姿勢 「合意解約書」締結のベースとなったのは、川島町顧問弁護士の意見

株式会社長谷部組……。東松山市に本社と事業本部を、また鶴ヶ島市に営業所を有する同社は、埼玉県内の土木県競争入札参加資格者（平成21・22年度）において、格付けAランク、資格審査数値921、経審点811、評価点110、1級技術者6人と位置づけられている。

だが同社は紛う方なき「不良不適格業者」の顔をも持っている。同社の違法行為を示す動かしがたい事実の一つが、先に記した「鶴ヶ島市の営業所」。なんと長谷部組が埼玉県に届け出ている同社鶴ヶ島営業所（埼玉県鶴ヶ島市上広谷9-9）は、同社所有の女子学生会館（レディス・ピア1）なのだ。むろん同会館の建物のどこをみても、「長谷

部組鶴ヶ島営業所」を示す看板等は皆無である。「実態なき営業所業者」とは、建設業法に抵触する違反業者であることはもちろん、平成17年度から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の精神にも真っ向から対立し、およそ「公共工事等の入札における公正な競争を確保する観点」には相容れない不良不適格業者として、全国の地方自治体が指名停止措置を講じる対象としている。同社沿革によれば「鶴ヶ島営業所」の開設は平成6年10月。約15年間も建設業法違反行為を継続していたならば、もはや札付きの悪質業者と言っても過言ではないだろう。

川島町6月議会。一般質問では飯野・道

祖土両町議が問題の公共工事、「飯島1号雨水幹線工事08-1工区」について質した。

まず飯野議員が「長谷部組が川島町から滑川町に残土を運んでいた事実に関し、なんらかの行政処分、指名停止処分、県への報告をきちんと行うべき」と指摘。これに対し高田康男川島町長は「委員会などでも話をしているのだが、さまざまな諸問題がある。設計業者とやりとりの中で関係者と協議し、処分はできるものやっていると答弁した。

道祖土議員の質問はさらに突っ込んだもの。「『飯島1号雨水幹線工事08-1工区』をめぐる時系列表」をご覧頂きながら読み進めていただきたい。同議員が町長に投げかけた質問で最も重要なものといえば、なぜ5月21日に、「3月16日付工事請負変更契約」の「合意解約書」を、町議会に相談もなく締結したのか、であろう。

「3月16日付工事請負変更契約」とは、先述したとおり「武蔵プラント」への指定処分を条件に、残土処分費（2200万円）を新たな処分費に加える変更だ。3月議会が前例を見ないほど紛糾したあの夜に「議案第36号」として可決された、いわば町議らの難産の結実である。これを町議会に一言の相談もなく、町側と長谷部組とで「合意解約」した、というのだ。この「変更契約」、元はといえば2月19日に行われた、町と長谷部組の協議に端を発し、町側が「議案第36号」として3月議会に上程したものだ。

高田町長はこの質問に対し「議案第36号、これについては搬入（注：長谷部組が残土

を滑川町に搬入）しているという事実が判明しています。議員全員協議会でも報告させて頂いていますが、間にはいつて自らそういうことで申し出を受けましたので、事務局で確認のうえ、結ばせていただいたというのが現実です」と回答。長谷部組の方から解約を申し出たので、町としては（滑川町への）搬入の事実を勘案して合意した、という意味にとれる。

だが合意解約に先立つ4月24日、川島町は顧問弁護士に「3月16日付工事請負変更契約」の法的問題を確認している。弁護士は「すべての残土を指定処分先（武蔵プラント）に搬出していないため契約違反の疑いがあるものの、裁判をしてみないと結果はわからない」との見解を示しつつ、裁判になれば長期におよぶため、日程から見た現実的対応策として「合意解約書の締結」がある、と回答。合意解約すれば、変更契約（武蔵プラントへの指定処分）は解約され、元の契約（準指定処分）に戻るからである。

その後の5月13日、長谷部組側から合意解約書が提出され、同月21日に同社と町とが合意解約を締結した……。つまり合意解約書は、その現実的有効性を示唆した川島町顧問弁護士の見解がベースとなっている、と考えられるのだ。道祖土議員に対する町長答弁には、「先に川島町が顧問弁護士に相談した」ことが、すっぽり抜けているのである。

まるで弁護士の意見を聞いた川島町側が、長谷部組に「合意解約書」の提出を求めたかのような話ではないか。

なぜ「民民」でやる必要があるのか？

滑川町側の「窓口」は小澤興業、というのが川島町・長谷部組の共通認識？

滑川町と小澤興業（社長は滑川町議会の議長夫人）との間に「契約」なし

合意解約書により「3月16日付変更契約」が解消され、あらたに「残土処分費22000,000円減額・滑川町土地改良区への指定処分」をテーマとした「議案第49号」が町側から上程された6月議会。町側の対応で奇妙なのは合意解約書だけではない。

「議案第49号」には、指定処分先として「滑川町土地改良区」が明記されている。では「密かな搬入行為」をつづけていた3月時点と同様、滑川町の「受け入れ窓口」が小澤興業であることを、なぜ川島町はあたかも既成事実のように黙認しているのか。

「民民」(民間同士の契約)である必要など、どこにもないはずだ。道祖土議員は町側をこう問い詰めた。

「なぜ中間業者に儲けさせなければいけないのか、税金を使わなければいけないのか」

この問いに対し高田町長はほとんど何も

答えていない。いずれにせよ、滑川町側の「受け入れ窓口」は小澤興業、というのが川島町・長谷部組の共通認識のようだ。しかし本紙が確認したところ、滑川土地改良区は、小澤興業と滑川町との関係を「契約はしておらず、あくまでも口頭で土の公募を依頼した」だけという。また小澤興業社長が滑川町議会の議長夫人であることは、記憶しておく必要があるだろう。

先の合意解約書、繰り返すが「武蔵プラント」への指定処分を条件とした「3月16日付変更契約」を解約したものだ。しかも町側に言わせれば「長谷部組から提出してきたもの」……。にもかかわらず、長谷部組は6月議会に後続した「総務経済建設常任委員会」における参考人招致で、とんでもないことを言い出したのである。

「日高が指定処分だと私、今日（6月17日）初めて聞きました」

総務経済建設常任委員会で同社社長が述べた「Aランク級のおとぼけ」

「議案第49号」は6月議会において、総務経済建設常任委員会で継続審査が必要と決定された(委員会付託)。これを受けて同委員会の「第1回継続審査」(6月17日)、「第2回継続審査」(6月19日)が行われた。

同委員会は8名の議員(中西義一、土屋祥吉、小高春雄、山田敏夫、道祖土 証、菊池敏昭、飯野徹也、為水順二の各町議)から構成されている。

だが2回の継続審査のうち、われわれが

内容を知り得たのは第1回のみ。第2回は委員長判断により傍聴不可とされたからである。翌月(7月)6日、同委員会は「議案第49号」を否決。だが13日の川島町本会議臨時議会では可決された。

6月17日の「第1回継続審査」では、「議案第49号」の継続審査に必要ということで、参考人を招致し質疑応答が行われた。参考人は設計コンサルタントと、(株)長谷部組社長および専務。このときの、2名の長谷

部組幹部が示した「公共工事に対する見解」は、実に驚くべきものであった。

まず委員長（中西義一議員）が3点の質問を読み上げた。

① 契約時に残土処理については入札仕様書には明記してあるはず。入札前に質問事項があれば町側から回答しなければならないが、質問書が出されていない。業者は入札物件を熟知してから入札に参加し、落札したものと思うが、業者はなぜ質問事項をださなかったのか？

② 残土処理について、2583万円を増額した理由は？

③ 残土処理費は当初2583万円として議案提出されたが、数日後には2200万円へ減額しての議案再提出となった。この金額はあいまいな見積金額ではないのか？

これらの質問に対し、長谷部組はおおむね以下のように回答した。

① 運搬距離等（15キロ圏内）が明示されていたので、その距離内に捨て場があるのだろうと考えていた。捨て場所に関して入札時に見極めていたわけではない。そもそも現在の公共工事では、残土の捨て場所はほとんど発注者側がきめることだ。捨て場所を発注者側が指定してなかったのは、発注者側の不手際だ。

②③ 我々が最終的に出した金額は税抜きで2200万円。武蔵プラントで検討してもらった結果の金額だ。2583万円（議案第33号の金額）とは川島町が出した数字。2200万円という金額は、町が「減額した」数字ではない。あくまでわれわれが提

示した金額だ。町側の金額は、われわれ業者に知らされない設計過程上から出てきたものだろう。

委員会メンバーがこの回答に怒りを示したのは言うまでもない。7500m³という大量の残土が生じることをわかっているながら、町に質問もせず「捨て場があるのだろうと考えていた」とは何事か。2億円をこえる公共事業に安易に応札したとでもいうのだろうか。準指定処分であるにもかかわらず、着工前に長谷部組は町側に確認もせず、捨て場も探さず、結局は残土の捨て場所に困って川島町に泣きつき、2200万円の増額を要求。議会で増額分を審議しているその最中に、川島町に内緒で残土をせっせと滑川町に運び、それが発覚すれば「捨て場所の指定がないのは発注者側の不手際」とは、いったい長谷部組は公共工事を何だと思っているのだろうか。

川島町への報告なしに、勝手に滑川町に残土搬出していたことについて飯野委員は、「これは町民からよく言われることだが、川島町も議会も長谷部組さんにずいぶんなめられているな、と。そんな話が何処にあるんだ、と。報告電話一本で済む話でしょう、と。報告する義務の認識があったのなら、一般的には背信行為だ」と長谷部組を強く非難。

だが長谷部組は、あたかも「善意で滑川町に運んだ」かのように主張する。長谷部組曰く、設計変更で2200万円の増額を可決（3月16日）してもらったが、近くに処分場所があれば2200万円もかからないで安くあがるという観点で仕事（残土処理）に取り組んだのだ、と。彼らには「指

定処分」という概念そのものがないのだろうか。

そして長谷部組は、驚いたことを口にしたのである。3月16日の変更契約について、「(残土の)全部が全部、武蔵プラントが指定処分場所だということで2200万円を承認したというのは、いま私はじめて知りました」

この発言、この日の継続審査でもう一度登場する。同社が5月13日に「3月16日付工事請負変更契約」の合意解約書を町側に提出したことについて、道祖土委員が追及した際に、である。

実際に進行した質疑を再現すると、以下のようになる。

* * *

道祖土委員：なぜ、このような解約書を提出したのか、問題がないのであれば、最初から近場に捨てろと言われたのだし、武蔵プラントに運ぶ事も“予備”としていたのなら、155立方メートル分のプラント処理費をください、と堂々と言えるのではないか。解約書を出すような話ではないのではないか。

長谷部組社長：おっしゃるとおりです。

道祖土委員：だから、何故ですか

長谷部組社長：潔くただけです。それだけのことです。

道祖土委員：潔くしたのか、それとも後ろめたいのか。

長谷部組社長：とんでもない！議員、そんなことはない。

道祖土委員：われわれは日高に持って行っていると思っていたのに、滑川に運んでいた。われわれはそうした行為を「はいそうですか」と簡単には認められない。

長谷部組社長：日高が指定処分だと私、今日はじめて聞きました。

* * *

長谷部組の格付けがAランクなら、社長のおとぼけぶりもAランクである。「長谷部組代表取締役社長・長谷部信幸」名義の「飯島1号雨水幹線工事08-1工区の残土処分先の変更について」という文書には、こう書かれている。



平成21年5月12日

埼玉県東松山市日高町9番21号
株式会社 長谷部組
代表取締役社長 長谷部 信幸

飯島1号雨水幹線工事08-1工区の残土処分先の変更について

上記のことにつきまして、平成21年2月19日の協議により、処分先を日高市の武蔵プラントにするということで設計変更をしていただき、一部修正がございましたが、3月16日に川島町議会の議決をいただきました。

当社においては、2月下旬に滑川町の埋立整備事業地が受入可能との情報を得て、少しでも少ない経費で処分できればと考え、3月13日から搬出を開始いたしました。なお滑川町の受入については、当初から容量が受入可能ではなく、受入が済むのも1、2日前ということで容量の把握ができなかったため、ある程度処分先が決定してから報告をしようと考えていました。結果的に大半の残土を滑川町の埋立整備事業地内に搬出でき、報告もせず処分先を変更した結果となり、川島町には多大なご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。当社としては、少しでも工事業を削減できればという考えで行ったことであり、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、平成21年3月16日付工事請負変更契約については「合意解約書」を締結させていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

＜飯島1号雨水幹線工事08-1工区の残土処分先の変更について

上記のことにつきまして、平成21年2月19日の協議により、処分先を日高市の武蔵プラントにするということで設計変更をしていただき、一部修正がございましたが、3月16日に川島町議会の議決をいただきました。(中略)なお、平成21年3月16日付工事請負変更契約については「合意解約書」を締結させていただきます、工期以外の部分については変更前の契約に戻させていただきます

たいと考えていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます>

継続審査の参考人招致で、こうした明白な嘘を平然とつく長谷部組と、こうした不良不適格業者に、あえて法的な見地からの

現実案として「合意契約書」の提出を示唆したかのような川島町との、この奇妙な癒着ぶりはいったい何なのか。なぜ川島町は、長谷部組を「庇う」かのような姿勢を見せるのか。

滑川町の「特殊な事情」？農林センターまがいの業務を代行し

滑川町議会議長夫人が経営する「(有)小澤興業」とは、そもそも何なのだ？

「川島町は最初から知っていた」決定的証拠で浮上する「滑川町の深い闇」？

滑川町の「受け入れ窓口」が小澤興業であることは先述の通り。同社は、滑川町搬入の土に関して、まるで農林振興センターかのような「土質管理」(敷きならし、田圃の天地替え等)業務を代行しているという。長谷部組が「困難な土質管理を小澤興業がやっているのだから、ダンプ1台あたり、相応の処分金額を払わなければ受け入れてもらえない」と主張するのは、そうした滑川町の「特殊な事情」を指している。しかしそれは滑川町の都合である。「土の受け入れ費」は本来、滑川町が小澤興業に支払うべきものである。建設発生土は、他の公共工事に搬出する場合、原則として処分費は計上されない。川島町が支払う筋合いのものではない。

「私どもでは、言われたもの(残土)を持って行って、金を払って受け渡すまでです。それ以上のことは、私どもは口を出せません」(長谷部組専務)。

だが、ここで思い出してほしい。長谷部組は再三にわたり「処分費増額の2200万円はわれわれが算出した数字であり、町側が算出した数字(2580万円)については、われわれは知らない」と述べてきた。

本紙が3月に川島町を取材した際、町側

はこう述べていた。

「当初、町が見積もった残土処分費用は2580万円でした(議案33号)。しかし一冬を超すと、山積みの残土のうち、露出している部分の土質がよくなってきます。そこで残土全体量の1割程度は、プラント処理費用が安くなるだろうと推測し、当初の残土処分費用から380万円減額した2200万円を新たな処分費と算出し、36号議案として議決をもらったという経緯があります」

長谷部組の証言と、川島町側のこの言葉には大きな矛盾が生じる。いやそれだけではない。「2580万円」の根拠さえ、長谷部組は知らないのだ。同社はこれを「これはあくまでも我々業者に知らされない設計の過程での話だろう。設計金額を表示する場合がありますが、いずれにせよわれわれに知らされた金額ではない」と述べている。

ここでいったん整理してみよう。

【川島町と長谷部組との関係】

- * 長谷部組が「残土の置き場」で川島町に泣きつくと、川島町は自ら進んで「2580万円」というプラント処理費を算出。
- * 契約変更後に長谷部組の「滑川町搬出」

が発覚すると、川島町は顧問弁護士に相談。裁判回避（契約違反）の現実案として「合意解約書」の作成を同社に指示（した可能性）。

* 長谷部組に対し川島町がとるべき「毅然とした態度」がまるで見られない

【川島町と滑川町との関係】

* 滑川町と小澤興業の関係は、滑川町側の事情。川島町の関知することではない。

* にもかかわらず、いわば長谷部組を媒介とすることで「残土処理費」を川島町に事実上要求。

* 本来ならば川島町は滑川町に対し、公共

工事間の直接関係を結ぶよう要求すべきなのに、「滑川町の土地受け入れ窓口は小澤興業」を事実上黙認。

何か、おかしくないか。もはや本紙が当初推測した「プラント処理の際のチケット制度悪用」などというレベルではない。もっと深い背景を予測させる、不穏な「奥行き」を感じないだろうか。

その「奥行き」が単にイマジネーションの問題ではなく、確かな手触りとして感じられる衝撃的な物証を、最後にご紹介しよう。

川島町は最初から「滑川町搬入」を決定していた！

本紙が入手！川島町による驚くべき隠蔽資料

驚愕の「再生資源利用計画書」の存在！

暴かれた悪質行為・町民を騙したのは誰だ？

平成 20 年（08 年）9 月 17 日……。 「飯島 1 号雨水幹線工事 08-1 工区」公共工事を落札した長谷部組との本契約が締結されたその日、川島町は「再生資源利用計画書」（実施書）を作成した。

同書 2 ページ目の画像を、とくにご覧頂きたい。A3 サイズの書類を縮小したため非常に読みづらいのはご勘弁願いたいのだが、

文書右下部に影で強調した部分の拡大をあわせて示す。「建設発生土」のうち「浚渫土」の項目には、目を疑うような記載がある。

「搬出先（未定） / 施工条件の内容：1・A 指定 / 搬出先場所：11341 埼玉県比企郡滑川町大字山田地内 / 運搬距離：15Km / 搬出先の種類：1・他工事」……。

2.建設副産物搬出計画(実施)

建設副産物の種類	①発生量 (単位等) (t・m ³)	現場内利用		減量化		搬出先名称	区分	施工条件 の内容	現場外搬出について					⑤再生資源 利用促進量	
		用途	②利用量 (t・m ³)	③削減率 (%)	④減量化 量				搬出先住所	運搬距離	搬出先の 種類	受入地の 用途	④現場外搬出 量		うち現場内改良分
特定建設副産物															
コンクリート塊	433.0	4.他	0.0	0.0		搬出先1 搬出先2 搬出先3	2.1C	2.田指定	11341.埼玉県比企郡滑川町大字山田地内	15 km	1.他工事	受入地の用途	433.0	0.0	433.0
建設発生木材 (木材が廃棄物 ではないもの)	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
アスファルト・ コンクリート塊	158.0	4.他	0.0	0.0		搬出先1 搬出先2 搬出先3	2.1C	1.A指定	11341.埼玉県比企郡滑川町大字山田地内	15 km	1.他	受入地の用途	158.0	0.0	158.0
建設発生木材 (土木材・農機 材など)	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
建設汚泥	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
建設 混合廃棄物	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
金属くず	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
廃プラスチック	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
紙くず	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
アスベスト (飛散性)	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
その他の分別 された廃棄物	0.0					搬出先1 搬出先2 搬出先3									
建設 発生土															
建設発生土	14,400.0	4.他	7,200.0	0.0		搬出先1 搬出先2 搬出先3	1.22	1.A指定	11341.埼玉県比企郡滑川町大字山田地内	15 km	1.他工事	受入地の用途	7,200.0	0.0	7,200.0
液状土	14,400.0	4.他	7,200.0	0.0		搬出先1 搬出先2 搬出先3	1.22	1.A指定	11341.埼玉県比企郡滑川町大字山田地内	15 km	1.他工事	受入地の用途	7,200.0	0.0	7,200.0
合計	14,400.0		7,200.0	0.0									7,200.0	0.0	7,200.0

<昨年9月17日に川島町が作成した「再生資源利用計画書」の2ページ目。すでにこのとき、川島町は「滑川町への指定処分」を予定していた！>

「搬出先」の横に小さく「未定」としてされているものの、これは紛れもなく川島町が昨年9月17日、工事本契約の段階で「滑川町の土地改良区」を「指定」していた、動かしがたい証拠といえよう。

昨年9月時点で、すでに川島町が「残土の滑川町への持ち出し」を決定していたということは、いったい何を意味するのか。

高田町長の意志なのか。少なくとも町長はこの計画を知っていたはずだ。2億円以上の公共工事から出る、7500m³もの大量の残土を他の地方自治体に搬入する計画なのだ。知らないはずがない。「未定」と記されているのは、昨年9月時点で高田町長はじめ川島町側の「意志」が先にあり、滑

川町からの確実なOKを未だ得ていない、と解釈すべきだろうか。

「滑川町への搬入」がほぼ決まっていたのなら、「公共対公共」の原則で処分費はかからないはずだ。

一連の「残土騒動」は、高田町長と長谷部組による「目的はカネ」の共同謀議の疑いがきわめて濃厚だ。町長と長谷部組は、この「計画書」に小さく記された一行を忘れていたのか、あるいは担当課がこの文書を作成していたことを知らずに「残土騒動」を計画したのか。

それを知らずに「農家のため」を想い、議会で白熱の議論を展開した町議らは、単に彼らに踊らされていたにすぎなかった、

ということになる。高田町長と長谷部組による行為は、町議・町民を愚弄した明白な

「悪質行為」である。

高田町長と長谷部組の出来レースは、いったい何のために？ 背後に浮上するのは「滑川町の闇」か？

だが本当にそれだけなのか。いったい何のために、このような「共同謀議」を行ったのか。あるいは、「結果的に共同謀議とならざるを得ない、もっと深い背後の事情」が存在する、とでもいうのだろうか。

最大の受益者を考えるのは、複雑な事件の背景を解く有効な方法だ。町議・町民を馬鹿にしきったこの悪質な騒動で、誰が一番の利益を得たのか。

考えてみてほしい。なぜ小澤興業は滑川町において、農林センターの代行まがいの業務を行い、土質管理費等の名目で「搬入された土」の処分費を要求するのか。なぜ川島町はその「滑川町の事情」に、正論で対立することもなく、あたかも黙認しているかのように「聞き分けが良い」のだろうか？

一連の残土騒動……。当初、残土は準指定処分。だが先の「再生資源利用計画書」に記されていた事実は、工事本契約時に「残土の滑川町指定処分」をほぼ決定していた。つまり2つの異なる処分方式が混在する状況からスタートしている。そこで「プラント処理」騒動が発生、6月議会を経て結局、決まったのは「2200万円減額・滑川町土地改良区への指定処分」だった。

「2200万円」が減額されようと何だろうと構わない。「滑川町土地改良区への指定処分」が合法化されれば大きな利益を得ることができるのは、いったい誰なのか。

高田町長はこの「何者か」からキックバックを受けていたのだろうか。長谷部組とは、単に土を運ぶために使われた業者の一つにすぎなかったのだろうか。

未確認情報だが、今回川島町の残土を搬入した滑川町の土地改良区は、数年後に分譲住宅地域になる、という話もちらほら聞く。そのため搬入される土の質が農業に向かなくても構わない、とも。

本紙は今回、憶測を避ける。そして「残土騒動」から見えてきた、埼玉県の一部に広がる「深い闇」を、本紙は今後も追い続ける所存だ。

高田康男川島町長と長谷部組を、川島町民はこのまま許すべきではない。この欺瞞劇を、見過ごしてはならない。このことだけは、今月号の最後に申し添えておく。

7月13日の川島町本会議臨時議会で「議案49号」に最後まで反対した、真に町を想う5名の町議がいることを、町民は知っておくべきだろう。■